

令和9年度暫定再任用及び定年前再任用短時間勤務制度 (既退職者向け)の御案内

1 暫定再任用及び定年前再任用短時間勤務制度について

地方公務員法の改正により、令和5年4月1日より、再任用制度については、定年の段階的引き上げ期間中、引き続き、これまでと同様の勤務条件で、暫定再任用制度として運用されています。

また、引き上げられた定年を待たず60歳に達した日後、一度退職した者は定年年齢に達する年度の末日まで定年前再任用短時間として勤務することができます。

【暫定再任用について】

2 令和9年度暫定再任用の対象となる方

(1) 令和5年3月31日までに退職した場合

令和9年4月1日時点において旧定年条例による定年年齢に達し、かつ65歳未満であり、次の①、②のいずれかの要件を満たす者

①定年退職者（勤続年数不問）

②定年退職日以前に退職した者のうち、次に掲げるいずれかの者

ア25年以上勤続して退職した者であって、暫定再任用の任期の初日現在、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までにある者
イ上記①に該当する者として暫定再任用されたことがある者

(2) 令和5年4月1日以降に退職した場合

令和9年4月1日時点において条例で定める定年年齢に達し、かつ65歳未満であり、次の①～③のいずれかの要件を満たす者

①定年退職者（勤続年数不問）

②定年前再任用短時間勤務の任期が満了したことにより退職した者

③25年以上勤続して定年退職日以前に退職した者であって、暫定再任用の任期の初日現在、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までにある者

【対象外となる事例】

○事例1 勤続年数が24年だった者が、令和8年3月31日に定年前の61歳で退職し、定年前再任用短時間勤務としても勤務せず、63歳になる令和9年度の暫定再任用を希望した場合
→25年以上勤続していないため対象外

○事例2 勤続年数が25年以上だった者が、令和8年3月31日に定年前の59歳で退職し、65歳になる年度に暫定再任用を希望した場合 →退職の日から5年と1日を経過しているため対象外

- 事例3 勤続年数が25年以上だった者が、令和8年3月31日に定年前の60歳で退職し、定年前再任用短時間勤務としても勤務せず、1年明けて62歳になる令和9年度の暫定再任用を希望した場合
 →令和9年4月1日時点において条例で定める定年年齢に達していないため対象外
 ※令和9年度定年前再任用短時間勤務は対象。

<参考> 令和7年度末年齢による暫定再任用対象期間

- ・「2 令和9年度暫定再任用の対象となる方」の(1)、(2)のうち、いずれかの要件を満たす必要があります。
- ・令和7年度末に60歳の方は令和11年度以降に対象となります。

★は該当生年月日の者の定年年齢

R7年度末退職年齢 (生年月日)	R8	R9	R10	R11	R12	R13
63歳 (S37.4.2～S38.4.1)	64歳	65歳				
	暫定再任用対象					
62歳 (S38.4.2～S39.4.1)	63歳	64歳	65歳			
	暫定再任用対象					
61歳 (S39.4.2～S40.4.1)	★62歳	63歳	64歳	65歳		
		定年年齢(62歳)に達した後 R9から暫定再任用対象				
	※定年前再任用対象					
60歳 (S40.4.2～S41.4.1)	61歳	62歳	★63歳	64歳	65歳	
				定年年齢(63歳)に達した後 R11から暫定再任用対象		
	※定年前再任用対象					
59歳 (S41.4.2～S42.4.1)	60歳	61歳	62歳	63歳	★64歳	65歳
						暫定再任用 不可
	※定年前再任用は不可					

※R7年度末退職年齢59歳の方の

- ①定年前再任用短時間勤務は、60歳より前の退職となるため不可
- ②R13暫定再任用は退職後、5年と1日経過しているため不可

3 暫定再任用の任期

1年を超えない範囲内。また、1年を超えない範囲内で更新が可能。

※ただし、65歳になる年度末まで

【定年前再任用短時間勤務について】

4 令和9年度定年前再任用短時間勤務の対象となる方

引き上げられた定年を待たず60歳以降に一度退職した者
(60歳より前に退職した場合は対象外)

5 定年前再任用短時間勤務の任期

条例で定める定年年齢に達する年度の末日までとし、1年度ごとの任用ではありません。

6 令和9年度「暫定再任用制度説明資料」及び「定年前再任用短時間勤務制度説明資料」の請求について

毎年、6月中旬頃に次年度の暫定再任用及び定年前再任用短時間勤務に係る説明資料を作成しています。

暫定再任用または定年前再任用短時間勤務を希望する場合は、ご自身で「7 請求方法」に沿って資料を請求してください。

(退職時所属及び市町村教育委員会への問合せは御遠慮ください。)

その後、教職員採用課から資料を電子メールで送付いたしますので、関係書類を8月の指定された期日までに提出してください。

お申し込みいただいた方を対象として、選考を実施します。

【暫定再任用、定年前再任用短時間勤務共通】

7 請求方法

※令和8年度本採用者、暫定再任用者、定年前再任用短時間勤務者は請求しないでください。6月中旬以降に所属する学校長を通じて説明資料を送付します。

(1) 請求先メールアドレス

a6790-01@pref.saitama.lg.jp

(2) メール内容

〔件名〕「令和9年度暫定再任用（定年前再任用短時間勤務）説明資料の請求について」

〔内容〕以下の内容をメール本文に入力してください。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 郵便番号
- ④ 現住所

- ⑤ 電話番号（最も連絡を取りやすいもの）
- ⑥ メールアドレス（最も連絡を取りやすいもの）
- ⑦ 定年退職時の学校名
- ⑧ 定年退職時の職名（定年より前に退職した場合は退職時）
- ⑨ 定年退職年月日（定年より前に退職した場合は退職年月日）
- ⑩ 希望する再任用の種類（暫定再任用または定年前再任用短時間勤務）

(3) 請求期間

令和8年6月15日（月）～7月31日（金）

(4) その他

- ・資料等は電子メールで送付しますので、必ずメールアドレスをお知らせください。
- ・送信ミスや確認漏れを防ぐため、メール送信後、担当まで必ずお電話にて連絡してください。

〔連絡先〕 埼玉県教育局 市町村支援部 教職員採用課 採用試験担当
電話：048-830-6795
受付時間 午前9時から正午 午後1時から午後5時
（土日祝日を除く）

8 注意事項

本案内記載の事項は、令和8年3月1日現在の法令等に基づくものです。今後、変更となる場合がありますので御承知おきください。